

所得税法第56条の廃止 業者婦人の実態調査を求める請願書

請願者 住 所
団体名
代表者

印

【請願趣旨】

中小業者は、地域経済の担い手として、日本経済の発展に貢献してきました。その中小零細業者を支えている家族従業者の「働き分」（自家労賃）は、税法上、所得税法第56条「配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」（条文要旨）により、必要経費として認められていません。

家族従業者の働き分は事業主の所得となり、事業主の所得から控除される働き分は、配偶者86万円、家族50万円です。税法上は、青色申告にすれば、給料を経費にできますが、同じ労働に対して、申告の仕方働き分を認めない制度に国連の女性差別撤廃委員からも異議が出されています。

一人ひとりの人権を認めない封建的な『家制度』の名残である56条は、早急に廃止すべきと300余の自治体が国に意見書を上げています。

世界の主要国では「自家労賃を必要経費」として認め、家族従業者の人格・人権、労働を正當に評価しています。国会でも経済産業大臣、金融財務大臣が廃止に向け研究、検討すると答弁しており、税法上、社会保障上でも家族従業者の人権保障の基礎をつくるためにも1日も早く廃止して下さい。

いま中小業者は、円高、仕事・売上げ減により、所得200万円以下が44%超と、生きていくこと自体が困難な状況に追い込まれています。2つ、3つの仕事をかけもちして、家業、暮らしを守っているのが実態です。国がこうした実態を調査し、家業で生活できる支援・施策を講じられるよう要望します。

【請願項目】

- 1、所得税法第56条を廃止すること
- 2、自営商工業ではたらく業者婦人（女性事業主・女性家族従業者）の実態調査を実施し、支援・施策を講じること

全商連婦人部協議会（取扱団体）
東京都豊島区目白 2-36-13